

## 沼津市斎場予約システム使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、沼津市斎場予約システム（以下「システム」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 システムを管理する沼津市 市民福祉部 市民課をいう。
- (2) 使用者 システムを使用する葬儀取扱事業者をいう。
- (3) 使用責任者 システムを使用する葬儀取扱事業者の責任者をいう。
- (4) パスワード システムへの接続に必要な暗証番号をいう。

(使用申請書の提出)

第3条 システムを使用しようとする葬儀取扱事業者（以下「申請者」という。）は、沼津市斎場予約システム使用申請書（新規）（様式第1号様式 以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書を提出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の葬儀取扱事業者

登記事項証明書（全部事項証明書）又は営業届出済証明書等

(2) 個人の葬儀取扱事業者

次のア及びイに掲げる書類

ア 個人番号カード、旅券、運転免許証等の官公署発行の顔写真付きの証明書の写し

イ 営業届出済証明書等

3 管理者は、提出された申請書の内容が適当と認めるときは、申請者を使用者としてシステムに登録するものとする。

(使用中止及び登録取消し)

第4条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を中止し、又は登録を取消することができる。

- (1) システムの使用に関し、この規約に違反したとき。
- (2) 正常なシステムの運用を故意に妨害したとき。
- (3) その他管理上支障があると管理者が認めるとき。

(システムの使用料)

第5条 システムを使用し、沼津市斎場の予約等を行う費用は無償とする。ただし、接続するために必要な機器及び通信にかかる費用は、使用者の負担とする。

(使用責任者の設置)

第6条 使用者は、システムを使用するにあたり使用責任者を設置しなければならない。

2 使用責任者は、管理者との事務連絡を総括する。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、システムの使用にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) すべての使用者が沼津市斎場の予約を円滑に行えるよう努めること。
- (2) 使用中に不具合が発生し予約等が行えない場合は、管理者に報告すること。
- (3) 予約は1体又は1胎につき1件とし、死亡又は死産の事実が発生してから行うこと。
- (4) 管理者の確認後は、予約内容を変更する必要があるときは、管理者に報告すること。
- (5) その他システムの使用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(転貸等の禁止)

第8条 使用者は、システムを使用する権利を他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(パスワードの管理)

第9条 使用者は責任をもってパスワードを管理し、他の者に遺漏してはならない。

(登録の変更等)

第10条 使用者は、申請書により届け出た内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに沼津市斎場予約システム使用申請書(変更・廃止)(様式第2号)に変更した内容を確認できる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(システムの変更等)

第11条 管理者は、システムの正常な機能を維持するために仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

2 管理者は、前項の場合、事前にメール又は文書にて使用者に通知するものと

する。ただし、軽微な仕様の変更、又は短時間の運用の停止に該当すると管理者が認める場合においては、この限りでない。

(障害の発生)

第 12 条 管理者は、システムに重大な障害が発生した場合は、使用者に障害が復旧するまでの予約受付方法等についてメール又は文書により通知するものとする。

(免責事項)

第 13 条 管理者は、システムを使用したことにより使用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わない。

2 管理者は、障害の発生その他の理由によりシステムの運用停止等を行ったことにより使用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 管理者は、使用者が故意に、又はシステムの正規な使用方法に従わず、システム又はデータを消去又は破損させたときは、使用者に対しその損害の賠償を求めることができる。

附 則

この規約は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。